

## 函館市医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

### (目的)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査により，病院，診療所および助産所（以下「病院等」という。）が医療法および関連法令により規定された人員および構造設備を有し，かつ，適正な管理を行っているか否かについて検査することにより，病院等を科学的で，かつ，適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。

### (検査対象施設および実施頻度)

第2条 検査対象施設および実施頻度については，次のとおりとする。

(1) 病院

原則年1回実施する。

(2) 有床診療所

原則3年に1回実施する。ただし，新規開設の施設の場合は，開設後概ね2年以内に実施する。

(3) 無床診療所（歯科診療所を含む。）

必要に応じて実施する。

2 前各号の規定にかかわらず，通報などにより検査が必要と認められる場合は，医療法に基づくすべての病院等を対象に随時実施する。

### (実施事項)

第3条 検査の実施事項は，「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱（平成13年6月14日付け医薬発第637号・医政発第638号厚生労働省医薬局長・医政局長連名通知）」の「IV検査基準」および「V構造設備基準」のうち検査施設の該当する事項とする。

### (実施の通知)

第4条 検査の実施に当たっては，実施期日等必要な事項を検査対象の

施設に対し事前に通知し，開設者もしくは管理者ほか関係職員の出席を求めるものとする。

なお，緊急的に立入検査を実施しようとするときは，事前通知を行うことなく，立入検査を実施するものとする。

(指導等)

第5条 検査終了後に検査結果を講評し，不適合事項があるときは，開設者または管理者に対して文書指導するとともに，別紙様式の改善状況等報告書の提出を求めるものとする。

(改善命令)

第6条 文書指導とした事項について，度重なる指導にも関わらず改善されないときは，その事情を十分検証したうえで，同法第24条第1項，同条の2第1項および第2項の規定に基づき改善に必要な措置をとるべきことを命じるなど厳正に対処するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

## 改善状況等報告書

市立函館保健所長 様

医療機関所在地

医療機関名

管理者または開設者

年 月 日付で指導を受けました事項について、次のとおり報告します。

不適合事項	改善状況および改善計画（具体的に）	添付書類

記入要領 1 「不適合事項」欄には、文書により指導された事項（全文）を記入すること。

2 「改善状況および改善計画」欄には、文書により指導された事項に対する改善内容について、改善の時期および方法を具体的に記入すること。

3 「添付書類」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。

4 改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。